

行政相談をご利用ください！

【行政相談委員制度】

総務省では、国や独立行政法人の業務、都道府県・市区町村の業務で法定受託事務に該当するもの、国の委託又は補助を受けている業務などの国の行政全般についての苦情や相談をお聴きする「行政相談」を実施しています。

その一環として、総務省東京行政評価事務所では、行政相談委員法に基づき、都内の各区市町村に「行政相談委員」を配置しています。

【行政相談委員】

行政相談委員は、区市町村長が、社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する民間有識者を推薦して、総務大臣が委嘱しています。

全国に約 5,000 人（各区市町村に 1 人以上）、東京都内には約 250 人が配置され、無報酬のボランティアとして活動しています。

行政相談委員は、相談者からご相談があった場合には、国、都、区市町村の業務、民事に関わらず、お話をお聴きします。

【行政相談週間】

総務省では、毎年 10 月に「行政相談週間」を設け、全国的に広報活動や各種の行事を積極的に実施しております。

この週間は、行政相談（委員）制度を周知し、広く国民の皆様がこの制度を利用していただくために設けているものです。総務省東京行政評価事務所では、「行政相談週間」中の行事として、次のとおり、《一日合同行政相談所》を開設します。同相談所は、各行政機関、行政相談委員等が一堂に会し、行政に関する苦情・要望等の相談に応じるものです。

この外、総務省行政相談センターきくみみ東京の《行政苦情 110 番》でもご相談を受け付けますので、ご利用ください。

なお、上記以外にも《定例相談所》で行政相談を受け付けているほか、行政相談委員は、電話での相談も受け付けますのでご利用ください。

